

みんなでささえる 国保会計



～薬を正しく使いましょう～

「必要以上の薬の投与」あるいは「不必要な薬の処方」がされている状態をポリファーマシーといい、医薬品同士が相互に影響しあい副作用を起こしたり、きちんと医薬品が飲めなくなったりする症状が現れます。

対策として「お薬手帳」を活用することで、医師や薬剤師に「普段使用している薬に関する情報」を正確に伝えることができます。そのため、「お薬手帳」は、病院や薬局ごとに分けずに1冊にまとめておきましょう。受診する際には、お薬手帳を持参し、かかりつけ薬局を利用するなど、使用している薬についての情報共有を行いましょう。お薬手帳は災害などの緊急時の備えにも有効です。

また、マイナ保険証を活用して本人が同意することで、病院や薬局では、過去の処方・調剤データを閲覧できるようになり重複投薬や併用禁忌を回避する効果が期待されます。

～マイナンバーカードの健康保険証利用について～

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前に以下①～③の準備が必要です。

- ①マイナンバーカードの取得
- ②マイナポータルの初期設定(ログイン)
- ③健康保険証として利用するための事前登録

※保険証として利用するための手続きを、役場でサポートしています。

マイナンバーカードとマイナンバーカード交付時に設定した暗証番号(4桁の利用証明用電子証明書)をご用意ください。

マイナンバーカード保険証のメリット

①データに基づく最適な医療が受けられます。

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が、同意をすることで医師・薬剤師に共有され、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

②転職や転居などによる保険証の変更手続き後に、新しい保険証の交付を待たなくても利用できます。

転職や転居などの保険証切替の届出手続きは必要ですが、その後、新しい保険証の交付を受ける前でも利用が可能です。

③手続きなしで、高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用認定証などの交付がなくても、同一医療機関での高額療養費制度における1カ月間の限度額を超える支払いが免除されます(ただし、入院・外来・歯科は別計算です)。

令和6年秋以降は、保険証とマイナンバーカードが一本化されます

令和6年秋以降、新規の健康保険証は発行されず、令和6年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から**最長1年間**(※)使用することができます。

※有効期限が令和7年秋より前に切れる場合はその有効期限まで。

- 令和6年秋以降、お手元にカードがない方やマイナンバーカードを紛失・更新中の方などには、**ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付**されます。

「資格確認書」を医療機関などの窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

○お問い合わせ 本 庁 住民課 国保係

☎43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎55-3112